

政策1 消費者被害の未然防止と拡大防止

- 社会情勢・話題性を捉えた有用性の高い情報の発信
 - ・悪質ホストクラブ等での高額な請求等に関するトラブルへの注意喚起

政策2 不適正な取引行為等の排除と健全な市場の形成

- 悪質事業者に対する取締りの徹底（行政処分・指導の実施）
- 悪質事業者通報サイトに寄せられる通報の調査
- 事業者向けコンプライアンス講習会

政策3 消費生活の安全・安心の確保

政策4 消費者教育の推進と持続可能な消費の普及

- 教育現場に対する啓発活動と支援の強化
 - ・消費者教育コーディネーターの活用促進
- 幅広い主体に対する消費者教育の実施
 - ・大学等と連携した若者への消費者教育の強化・若者参加型事業による被害防止啓発
- エシカル消費推進のための民間企業等と構築するネットワークによる都民の行動変容につながるプロジェクトの展開

政策5 消費者被害の救済

政策 2 不適正な取引行為等の排除と健全な市場の形成

(1) 不適正な取引行為等の排除

○悪質事業者に対する取締りの徹底（行政処分・指導の実施）

	業務停止命令	指示	業務禁止命令	行政指導
令和 5 年度実績	6 件	6 件	4 件	77件
令和 6 年度実績 (12月末現在)	6 件	6 件	6 件	47件

※令和 6 年度実績（12月末現在）の行政指導件数は速報値です。

【主な処分内容①】

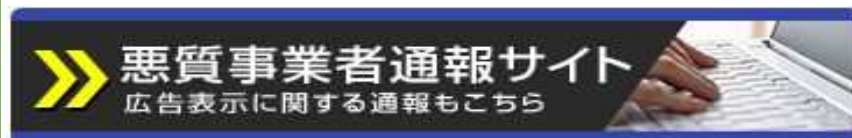
「サービスで点検する」「屋根が壊れている」などと嘘を告げて、リフォーム工事を勧誘する訪問販売事業者に業務停止命令（9か月）
(令和 6 年7月29日)



【主な処分内容②】

「定期購入」により美容液・育毛剤等を販売していた通信販売・電話勧誘販売事業者（3社）に対し、業務停止命令（3か月）
(令和 6 年11月 1 日)

○悪質事業者通報サイトに寄せられる通報の調査



通報先選択



通報件数	悪質事業者	誇大広告	架空請求
令和 5 年度	634件	211件	653件

通報に基づく処分・指導等（令和 5 年度）

- ・行政処分：3 件（悪質事業者）
- ・行政指導：22件（悪質事業者）、11件（誇大広告）
- ・事業者名等の公表：31件（架空請求）

政策２ 不適正な取引行為等の排除と健全な市場の形成

（２）健全な市場の形成

○事業者向けコンプライアンス講習会

令和６年11月1日（金）～12月26日（木）WEB配信にて実施
（法令・違反事例等の解説、業界団体の参考事例など）

	対象	法令	講師	参加人数
A	訪問販売・電話勧誘販売・特定継続的役務提供を行う事業者	特定商取引法	齊藤圭太氏（弁護士）	1,400名
B	通信販売等を行う事業者	特定商取引法 東京都消費生活条例	洞澤美佳氏（弁護士） 東京都職員（生活文化スポーツ局消費生活部）	2,518名
C	広告表示を行う事業者	景品表示法 業界団体の参考事例	古川昌平氏（弁護士） 公益社団法人日本広告審査機構（JARO）職員	4,438名
D	ネット広告等を行う事業者	景品表示法、薬機法等	池本誠司氏（弁護士） 東京都職員（保健医療局健康安全部）	2,941名

